

塩尻市使用済 GIGA スクール端末等の売却処分業務 仕様書

1. 目的

GIGA スクール構想の下で整備された端末（以下、「GIGA スクール端末」という。）を含め、使用済となったパソコン、タブレット端末等には、いわゆる都市鉱山と呼ばれるレアメタル等の有用な金属が多く含まれており、国内で金属資源の枯渇リスクが顕在化する中、適正に再使用、再資源化を推進する必要性は、国が示した「第五次循環型社会形成推進基本計画（令和 6 年 8 月 2 日閣議決定）」でも明らかにされている。他方、端末内には使用していた児童・生徒個人に紐づくデータが保存されていることから、それを適切に処分する必要性は極めて高い。

こうした背景から、文部科学省、経済産業省、環境省は使用済み端末の適切な処分方法（令和 5 年 10 月 26 日付「GIGA スクール構想の下で整備された 1 人 1 台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について」）を提示しており、本業務においては、この方針に沿って適切に処分を行う事を目的とする。

2. 受託条件

受託者（以下、「買主」という。）は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号。以下、「小型家電リサイクル法」という。）第 10 条第 3 項の認定（使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、長野県を含んでいるものに限る。）を受けていること。または資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号。以下、「資源有効利用促進法」という。）に基づく製造事業者であること。なお、入札時、契約時には認定を受けていることを証明する書類（認定証等）を提出すること。

GIGA スクール端末が情報機器である性質を踏まえ、買主が項番 3 に定める小型家電リサイクル法の認定計画に基づくパソコン、タブレットの処分実績（前年度の処分実績が本件処分台数を上回ることを十分に有していること。なお、入札時、契約時には前年度の処分実績を示す書類（法令に基づき提出している報告書）を提出すること。

GIGA スクール端末の所有権が塩尻市（以下、「売主」という。）に帰属している性質を踏まえ、買主は売主が進める環境政策において実績（小型家電リサイクル法に基づく処理実績）があることが望ましい。

3. 業務内容

(1) リユース又は再資源化処理

売主は GIGA スクール端末の残存価値を踏まえ有償で売却を行う。なお、故障等（通電不可、画面割れ・破損、MDM・アクティベーションロック・ASM の未解除等）によりリユース（買取）が不可能な端末が含まれることを想定し、再資源化処理（廃棄等）に関する費用をあらかじめ見込むものとする。買主は、回収に必要な車両、運搬や必要な作業経費等を踏まえた上で、買取金額を算出すること。また、引き渡し対象品に買取不可能な端末が含まれていた場合であっても、買主は売主に対して処分費用等の追加請求を行ってはならない。ただし、引き渡し後に項番 7 の予定数量に変更があった場合、及び項番 6 各号の物品ごとに 5 % を超える廃棄端末がある場合は、売主及び買主の協議により買取金額の変更を行うことができる。

(2) 端末の搬出・回収

買主は、項番 6 の対象品の引渡しにあたり、次のいずれか、または売主が指定する方法により、効率的かつ安全に搬出・回収が行える体制（資材の提供、作業員の配置等）を整えること。

ア 梱包資材を事前に提供し、売主が梱包する場合

買主は、引渡し対象品を入れる段ボール等の梱包用資材を項番 7 に定める引渡し場所へ事前に提供すること。なお、提供する梱包資材は、GIGA スクール端末にカバーを付けたまま梱包できる仕様とし、かつ梱包資材内に端末が何台入っているか一目で確認できる構造（例：段ボール内に仕切りを設け、1 箱の最大収納台数を固定するなど）であること。

イ 買主が専用の運搬容器（カーゴ等）を持参し、買主の作業員が回収する場合

買主は、引渡し当日に専用の運搬容器（カーゴコンテナ、通い箱等）を持参し、自らの作業により対象品を積載・搬出すること。この場合、売主による事前の梱包作業は不要とすること。ただし、持参する運搬容器は、端末にカバーを付けたまま収納できるものとし、かつ積載された端末の数量が容易に目視確認・検収できる積載方法（例：仕切り付きケースの活用や、規則的な整列配置など）とすること。

(3) データ消去

買主は、売主の小学校及び中学校で使用していた GIGA スクール端末等を回収し、小型家電リサイクル法、資源有効利用促進法、及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、廃棄物処理法上の広域認定を受けた買主の再資源化事業計画に従い、回収した GIGA スクール端末等を再使用、再資源化する。

買主は、GIGA スクール端末に含まれるデータの消去を、項番 9 に定める方法で確実に実行し、端末毎にデータ消去完了証明書を発行する。データ消去作業の再委託は行わない。

4. 履行期間

契約の日の翌日から令和 9 年 2 月 26 日（金）まで

5. 引渡し時期

令和 8 年 9 月 7 日（月）から令和 8 年 12 月 25 日（金）まで

6. 引渡し対象品

(1) GIGA スクール端末 iPad 第 5 世代 Wi-Fi モデル 32GB

※iPad 本体（保護カバー付き）

(2) GIGA スクール端末 iPad 第 6 世代 Wi-Fi モデル 32GB

※iPad 本体（ハードカバー付き）

(3) GIGA スクール端末 iPad 第 7 世代 Wi-Fi モデル 32GB

※iPad 本体（キーボードケース付き、一部ハードケース付き）

※サードパーティー製の充電器及び充電ケーブルも本体数量にかかわらず欠品や混在等を含む現況有姿のまま引き取ること。

※各 iPad は売主の責において端末管理、セキュリティ等に関連したアクティベーションロック、MDM 及び Apple School Manager 等は全て解除済みとする。

(4) GIGA スクール端末 chromebook ASUS C214MA 32GB

※chromebook 本体

※充電器は、欠品している場合であっても現況有姿のまま引き取ること。

※売主の責任において端末管理、MDM 等はすべて解除済みとする。

7. 予定数量・引渡し場所等
別表に記載の内容による。

8. 引渡しの方法

売主及び買主は、対象品を引渡す日時、場所、品目、数量等について事前に協議を実施する。買主は内容に基づき、引渡しに必要な車両等を手配する。

買主は、回収からデータ消去が完了するまでの間、対象品を施錠管理等により紛失・盗難のないよう厳重に管理すること。また、引渡し完了後（または搬出作業開始後）、買主の責に帰すべき事由により生じた対象品の破損、紛失等の一切の損害は、買主の負担とする。

9. 処分方法

買主は、引渡しを受けた対象品について、下記を満たす方法により処分を実施すること。

- (1) 「小型家電リサイクル法」を遵守し、買主が関係省庁に提出した認定計画等に準拠した方法で処分（再使用・再資源化）を実施する。
- (2) GIGA スクール端末が情報機器である性質を踏まえ、盗難や情報漏洩等が発生しないように、作業場所全体を監視可能な複数の防犯カメラの設置、作業者の不正防止策（記憶媒体等の持ち込み・持ち出し等を防止する方法、入退室のログ管理・保存、専用制服の着用等）の実施、異常を検知する警備システムの導入等、万全なセキュリティの確保・不正防止に必要な処置を講ずること。
- (3) 処分（再使用・再資源化）にあたっては、売主が定める教育情報セキュリティポリシーに基づいたデータ消去を行うこと。具体的な方法として、作業ログの取得が可能な専用ソフトを用いた上書き消去方式・ブロック消去方式・暗号化消去方式等で確実に消去を行うこと。故障等により専用ソフトを利用した消去が不可能な端末は、データの復元が不可能といわれる状態まで記憶媒体を物理的に破壊（SSD・eMMC を使用している端末は2mmを目安に粉碎処理すること等）を行う等、当該データの重要性分類に応じた適切な消去方法を用いること。なお、HDD 用のデータ消去方法ではデータが残存している可能性があるため、データ消去方法としては不適切である。
- (4) データ消去作業は ADEC（データ適正消去実行証明協議会）の消去プロセス認定を最高レーティングで受けた事業者で行うこと。また、データ消去方法・作業場所および作業を行う事業者を、事前に売主へ報告すること。
- (5) データ消去完了後は、端末毎の個体番号、消去方法、消去完了日時及び作業者名等が記載されたデータ消去完了証明書を発行し、売主が端末毎にデータ消去作業の完了を確認できるようにすること。また、データ消去完了証明書に記載された内容を5年間保管し、売主の求めに応じて開示できるように保存しておくこと。
- (6) 買主は、再使用（リユース）せず再資源化（廃棄処分）を行った端末については、処分が適正に完了したことを証明する書類（マニフェスト、または再資源化完了報告書等）を売主に提出すること。
- (7) GIGA スクール端末を再使用する場合は、売主が所有していたことが明らかなシール等は全て削除すること。

10. 業務完了の確認

買主より提出を受けたデータ消去完了証明書で、各端末のデータ消去作業が完了した事を確認し、さらに引渡し品が再資源化された報告をもって履行されたものとみなす。

11. 協議事項

売主の担当職員との連絡を密にして業務に当たること。一連の各対応については、仕様を満たしているか、作業実施前に売主と確認を行うこと。なお、本仕様書に定めのない事項については、売主の担当職員と協議しその指示に従うこと。

12. 留意事項

(1) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、売主の責に帰すべきものを除き、全て買主の責任において処理すること。

(2) その他

買主は、契約時に受託条件に合致していることを証明する書類を提出すること。

本業務では、個人情報を含む機器を取り扱う可能性があるため、買主は、業務の従事者に対し個人情報保護に関する研修を十分に行い、引渡した端末に含まれる個人情報の保護に努めること。

予定数量は変動する可能性がある。最終台数は売主及び買主の協議の上で最終確定するものとする。

買主は本業務が困難となる事由が生じた場合は、業務を一時停止し、直ちに売主へ当該事由の内容及び売主が受ける影響が最小限となる措置を講じる旨を、速やかに書面をもって通知すること。

買主の受託作業開始後であっても、仕様を満たせないことが判明した場合、売主は契約を解除する事ができる。その場合の補償等は一切行わない。

13. 担当課

塩尻市教育委員会事務局 こども教育部 学校教育課 児童生徒支援係

(担当) 安藤 貴幸

(電話) 0263-52-0280 内線 3113

(FAX) 0263-52-4354

(別表) 予定数量・引渡し場所

項番	名称	住所	引渡し端末予定数量 (パソコン・タブレット)		付属品の有無
			iOS	ChromeOS	
1	塩尻東小学校	塩尻市大字塩尻町 427	第5世代 0 台 第6世代 45 台 第7世代 319 台	0 台	☒ キーボード ☒ 充電器
2	塩尻西小学校	塩尻市大門五番町 4-55	第5世代 0 台 第6世代 60 台 第7世代 281 台	0 台	☒ キーボード ☒ 充電器
3	桔梗小学校	塩尻市大字広丘高出 1486-193	第5世代 30 台 第6世代 7 台 第7世代 760 台	0 台	☒ キーボード ☒ 充電器
4	広丘小学校	塩尻市大字広丘原新田 116	第5世代 0 台 第6世代 89 台 第7世代 541 台	0 台	☒ キーボード ☒ 充電器
5	吉田小学校	塩尻市大字広丘吉田 1097	第5世代 0 台 第6世代 5 台 第7世代 488 台	0 台	☒ キーボード ☒ 充電器
6	片丘小学校	塩尻市大字片丘 5366	第5世代 0 台 第6世代 31 台 第7世代 177 台	0 台	☒ キーボード ☒ 充電器
7	宗賀小学校	塩尻市大字宗賀 2646	第5世代 0 台 第6世代 36 台 第7世代 193 台	0 台	☒ キーボード ☒ 充電器
8	洗馬小学校	塩尻市大字洗馬 2545	第5世代 14 台 第6世代 32 台 第7世代 175 台	0 台	☒ キーボード ☒ 充電器
9	丘中学校	塩尻市大字広丘野村 1302	第5世代 0 台 第6世代 0 台 第7世代 0 台	469 台	☐ キーボード ☒ 充電器
10	広陵中学校	塩尻市大字広丘堅石 457-1	第5世代 0 台 第6世代 1 台 第7世代 0 台	333 台	☐ キーボード ☒ 充電器
11	塩尻西部中学校	塩尻市大字宗賀 1461-2	第5世代 0 台 第6世代 0 台 第7世代 0 台	102 台	☐ キーボード ☒ 充電器
12	檜川小中学校	塩尻市大字木曽平沢 1451-13	第5世代 2 台 第6世代 5 台 第7世代 63 台	48 台	☒ キーボード ☒ 充電器
13	塩尻市 GIGA 運営支援センター	塩尻市大門一番町 7-1 ウイングロードビル 3 階	第5世代 9 台 第6世代 43 台 第7世代 33 台	262 台 ※ほぼ故障品	☒ キーボード ☒ 充電器

なお、予定数量と回収後の数量が異なる場合は、買主の拠点で確認できた実数を正として扱うものとする。